



まちの案内板



まちの案内板

お知らせ
国民健康保険税通知書を
送付します

▼6月中旬に郵送します

平成31年度国民健康保険税
納税通知書を6月中旬に郵
送します。

▼平成31年度所得申告などを 基に算定しています

平成31年度の国民健康保険
税は、国民健康保険の世帯
主（加入者でない世帯主も
含む）および加入者全員の
平成31年度所得申告（平成
30年中の所得に関する申告
などを基に算定しています。
所得を申告していない方が
いる場合、その世帯の国民
健康保険税は推計などで課
税していますので、国保医
療係までご連絡ください。

▼解雇や倒産などで離職し た方は国民健康保険税が軽 減される場合があります

離職日の時点で65歳未満であ
り、雇用保険の特定受給資格
者または特定理由離職者に該
当する方（離職理由コードが
11・12・21・22・31・32また
は23・33・34のいずれかに該
当する方）は、非自発的失業
者に対する国民健康保険税
の軽減措置を受けられる場合
があります。また、適用期間

▼申請方法・期間

①町立図書館力ワンター

②電話

▼申請方法・期間

①町立図書館力ワンター

②電話

▼申請方法・期間

①町立図書館力ワンター

②電話

▼申請方法・期間

①町立図書館力ワンター

②電話

▼申請方法・期間

①町立図書館力ワンター

②電話

▼申請方法・期間

①町立図書館力ワンター

②電話

▼申請方法・期間

①町立図書館力ワンター

②電話

▼申請方法・期間

①町立図書館力ワンター

②電話

内であれば遡って軽減する
こともできますので、対象
となる可能性のある方は、
お早目にご相談ください。

証は、簡易書留郵便で世帯主
宛てに郵送しています。なお、
今回の更新から、70歳以上の
方は保険証と高齢受給者証
が一体化されます。7月末
までに保険証が届かない場
合は、国保医療係までご連絡
ください。

の際は、年金手帳または、マイ
ナンバー通知カード、学生証、
印鑑をお持ち下さい

身体障がい者巡回相談の
お知らせ

▼国民健康保険税軽減対象の 範囲拡大について

平成31年度から、均等割
額・平等割額（5割軽減
及び2割軽減）の軽減判
定基準が見直されました。

平成31年度から、均等割
額・平等割額（5割軽減
及び2割軽減）の軽減判
定基準が見直されました。

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

【平成30年度まで】
・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(27.5万円×被保
険者および特定同一世帯
所属者の数)

【平成31年度から】
・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(50万円×被保険者お
よび特定同一世帯所属者の数)

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(51万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(50万円×被保険者お
よび特定同一世帯所属者の数)

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(51万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(50万円×被保険者お
よび特定同一世帯所属者の数)

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(51万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(50万円×被保険者お
よび特定同一世帯所属者の数)

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(51万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(50万円×被保険者お
よび特定同一世帯所属者の数)

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(51万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(50万円×被保険者お
よび特定同一世帯所属者の数)

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(51万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(50万円×被保険者お
よび特定同一世帯所属者の数)

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(51万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(50万円×被保険者お
よび特定同一世帯所属者の数)

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(51万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(50万円×被保険者お
よび特定同一世帯所属者の数)

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(51万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(50万円×被保険者お
よび特定同一世帯所属者の数)

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(51万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(50万円×被保険者お
よび特定同一世帯所属者の数)

・2割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(51万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

・5割軽減基準所得Ⅱ
33万円＋(28万円×被保
険者および特定同一世帯所
属者の数)

改元に伴う医療証の差し替
えを行います。

身体障がい者の方を対象
に、補装具の交付・修理など
の相談や、要否判定・処方
を行います。必ず事前予約が必
要です。